令和７年3月３１日

福井県土木工事共通仕様書の運用について

随意契約の上限額見直しに伴い、令和７年４月１日以降に公告を行う工事から福井県土木工事共通仕様書（令和６年３月２２日付農村第１６４１号、土管第１８３７号）の一部を次のように読替えます。

第３編　土木工事共通編　　第１章　総則　　第１節　総則

3-1-1-1　契約内容の公表に係る設計書

現　行	今後の運用
発注者は、契約成立後、競争入札に付した予定価格 250 万円を超える全ての工事について、工事区分、工種、種別については、名称、単位、数量、金額を、細別、規格については、名称、数量、規格を明示した当初設計の積算内訳を公表するものとする。	発注者は、契約成立後、競争入札に付した予定価格 **400 万円**を超える全ての工事について、工事区分、工種、種別については、名称、単位、数量、金額を、細別、規格については、名称、数量、規格を明示した当初設計の積算内訳を公表するものとする。

〈担当〉
農林水産部 農村振興課 技術管理G
土木部 土木管理課 技術管理・建設 DX G